

3月の移動市役所の運行日程

☎ 市 地域振興課(本庁舎) ☎53-5111 FAX 53-5138
 地域振興課(山東支所) ☎53-5171 FAX 53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前(9時30分~11時30分)	醒井 2日(月)・30日(月)は運行なし	柏原 31日(火)は運行なし	巡回	息郷 26日(木)は運行なし	吉槻 27日(金)は運行なし
午後(14時~16時)	吉槻 30日(月)は運行なし	息郷 31日(火)は運行なし	巡回	柏原	醒井



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

●移動市役所の配置場所

- [息郷] 米原診療所前(息郷行政サービスセンター前)
- [醒井] JR醒ヶ井駅前(醒井行政サービスセンター前)
- [柏原] 山東B&G海洋センター駐車場
- [吉槻] 旧東草野小中学校敷地(吉槻行政サービスセンター前)

●巡回場所および運行なしのご案内

- ・3/ 2(月) [午前] 運行なし
- ・3/11(水) [午前] 地域
- ・3/11(水) [午後] 米原学びあいステーション
- ・3/18(水) [終日] 運行なし
- ・3/26(木)・27(金)・30(月)・31日(火)
[午前] 伊吹市民自治センター
- ・3/30(月)・31日(火)
[午後] 近江市民自治センター



▲市LINE公式
アカウントはこちら

※天候不良等により運行をとりやめる場合は、事前に防災アプリや市LINE公式アカウントでお知らせします。
 ※毎月の運行カレンダーや地域の配置場所は、市LINE公式アカウントでお知らせします。

◆行政サービスセンターの開所日◆ ※開所時間 9時~16時45分 (吉槻行政サービスセンターの開所時間は16時30分です。)

- 【息郷行政サービスセンター】 火曜日・木曜日
- 【醒井行政サービスセンター】 月曜日・金曜日
- 【柏原行政サービスセンター】 火曜日・金曜日
- 【吉槻行政サービスセンター】 月曜日・金曜日

※行政サービスセンターは3月末に閉所します。4月以降は電話・FAXは繋がりませんので、ご注意ください。

令和8年4月から 「近江窓口センター」・「伊吹窓口センター」がスタートします

☎ 市 近江市民自治センター ☎53-5191 FAX 52-8730
 伊吹市民自治センター ☎53-5190 FAX 58-1630

令和8年4月1日から『近江窓口センター』・『伊吹窓口センター』を設置し、窓口業務を開始します。窓口センターの設置により、現在の「近江市民自治センター」・「伊吹市民自治センター」は廃止します。

近江窓口センター 近江図書館内(顔戸281-1)



伊吹窓口センター 愛らんど内(春照56)



▼下記期間は「近江市民自治センター」・「伊吹市民自治センター」は臨時休業します 窓口機能を窓口センターへ移設するため、下記期間は臨時休業します。

- 【臨時休業期間】 近江市民自治センター：3月30日(月)~3月31日(火)
- 伊吹市民自治センター：3月26日(木)~3月31日(火)

※臨時休業期間中、各センターには移動市役所を配備します。ただし、マイナンバーカードに関する手続き、市税等の納付、戸籍届や住民異動等の受け付けはできませんのでご注意ください。

●マイナンバーカードを受け取り予定の方はご注意ください

臨時休業期間中のマイナンバーカードに関する業務は、市民保険課(本庁舎1階)または山東支所で行います。マイナンバーカードの交付通知書を受け取られた方について、臨時休業期間中、交付場所に「近江庁舎 近江市民自治センター」と記載されている方は「市民保険課(本庁舎1階)」で、「伊吹庁舎 伊吹市民自治センター」と記載されている方は「山東支所」でマイナンバーカードを受け取ってください。

4月1日以降は、受け取り先が「近江庁舎 近江市民自治センター」の方は「近江窓口センター」で、「伊吹庁舎 伊吹市民自治センター」の方は「伊吹窓口センター」での受け取りとなります。

休日の市役所窓口をご利用ください

市 市民保険課／戸籍・住基担当 ☎53-5113／保険担当 ☎53-5114 ㊟53-5118
市 税務課 ☎53-5115 ㊟53-5118

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税等の納付や納税相談も同時に行っていますので、ぜひご利用ください。

実施日時・場所

3月29日(日)、4月5日(日)

受付時間：9時～12時

場所：本庁舎、山東支所

転勤、就職、進学等で住所が変わる人へ
住所変更の届け出は**14日以内**に市役所へ

転出届

米原市から他の市区町村へ
住所を移される人



転入届

他の市区町村から米原市へ
住所を移された人



転居届

米原市内で住所を移された人



手続きに必要なものは
市公式ウェブサイトに
掲載しています。

業務内容

- 住民異動届(転出、転入、転居等)、印鑑登録申請の受付
転入届を行う際は、事前に前住所の自治体で転出届を行ってください。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、転入届の際に必ず持参してください。
- 各種証明書の発行
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍(除籍)証明書、所得証明書、課税証明書など
※住民票、戸籍証明書の広域交付はできません。
- マイナンバーカードの申請、交付、更新、暗証番号の再設定
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、国民年金に関する手続き
- 米原市ナンバーの廃車
- 納付書の再発行、税金等(各種市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料)の納付※上下水道料金は除く
- 納税相談(本庁舎のみ) 等

平日と異なり、上記のうち一部お取り扱いできない業務もありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

転出届はマイナポータルからも可能です!

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届ができます。
詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。



▲マイナポータル

就職や退職等をしたら、14日以内に国民健康保険の届け出をしましょう

市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

社会保険の加入者が退職などにより国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険の加入者が就職などにより脱退する場合は、14日以内に市への届け出が必要です。どの健康保険にも加入しない無保険期間や、二重加入の間ををつくらないため、速やかに加入・脱退の届け出をしてください。

手続き先：市民保険課(本庁舎)、山東支所、各市民自治センター ※市民自治センターは4月から窓口センターへ移転します。詳しくはp10をご覧ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届出が必要です!

加入

退職した時など

届け出に必要なもの

- ・社会保険を脱退したことがわかるもの(退職証明書・資格喪失証明書など)
- ・来庁者の本人確認書類



届け出が遅れると、加入月までさかのぼって国民健康保険税が課税されるため、1回あたりの支払額が高額になる場合があります。

また、届け出までの期間にかかった医療費は全額自己負担となります。

脱退

就職した時など

届け出に必要なもの

- ・社会保険の資格確認書
または資格情報のお知らせ
- ・国民健康保険の資格確認書(お持ちの場合)



届け出が遅れると、脱退の届け出があるまで国民健康保険税が課税され続けます。

また、社会保険加入後に国民健康保険被保険者として医療機関を受診した場合、医療費の一部は市へ返還していただけます。

知って得する 公共交通をご利用ください

図市 地域振興課 ☎53-5111 ☎53-5138

市内を運行する「路線バス」と「乗合タクシー」を、ぜひご利用ください。

路線バスの 特徴

湖国バス長浜営業所 ☎0749-62-3201

- ・全6路線を運行(うち2路線は長浜市までの路線)
- ・予約不要で、大人数でも乗車可能です。
- ・乗合タクシーより割安で、特に長浜市への移動におすすめです。
- ・65歳以上の人は、湖国バスが1乗車100円で利用できる定期券“小判手形”がお得です。
- ※70歳以上の人は市から助成があります。詳しくは市 社会福祉課(☎53-5121)へお問合せください。

乗合タクシーの 特徴

まいちゃん号予約センター ☎0749-52-8200

- ・「まいちゃん号」は、完全予約制の乗合タクシーです。
- ・6時～19時台の毎時0分と30分に、予約があった時だけ運行します。
- ※出発時刻の30分前までに予約が必要です。詳しくは、広報まいばら2025年7月号p6をご覧ください。
- ・米原・近江地域内、あるいは山東・伊吹地域内の移動は800円/人
- ※市民等割引制度があります。

割引

市民の皆さん・市内に通勤通学する人へ

市民等割引パスポートを取得して、車内で提示すると利用料金が割引されます。申請方法等詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

割引

誰かと一緒に乗る人へ

乗り合い利用で半額になります。2人以上での利用予約と利用時に“乗り合い利用”であることを伝え、市民等割引パスポートを提示すると、利用料金がさらに割引されます。

助成

市外に行きたい人へ タクシー利用助成券をご活用ください!

- 対象** 75歳以上の人・障がい者など
- 内容** 8,000円分の助成で、交付は年度に1回のみ
タクシー料金(近江タクシーのみ)の支払いに使用可能
※まいちゃん号の支払いには使用できません。
- 申請** 令和8年度分の助成券は、4月1日以降受付予定です。
令和8年度の実施予定については地域振興課
(☎53-5111)へお問合せください。

一般タクシー連携利用なら、市外の病院等へ乗り換え不要で移動できます!

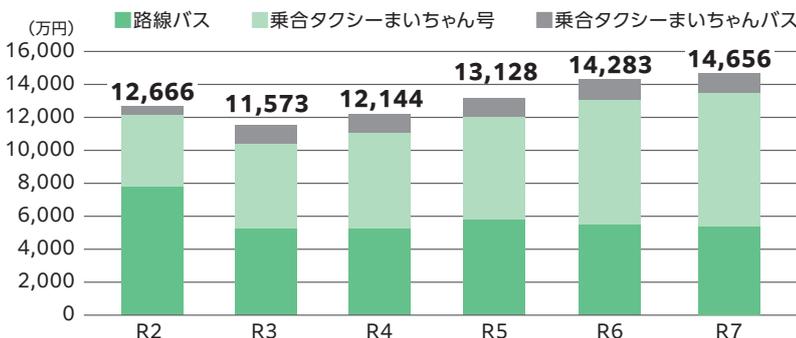


利用者の運賃収入と実際の運行費用との差額を市や県が負担しています



※路線バスの補助金額は前年10月～当年9月までの費用を基に算出

◆市が負担している運行経費の現状◆



「サルが去る集落ぐるみ推進補助金」をご利用ください

☎市 まち保全課 ☎53-5175 FAX 53-5179

サルによる家庭菜園への被害対策に対して補助金を交付しています。申請方法等詳しくは、まち保全課へお問合せください。

対象者

自治会単位での申請となります。

交付金額

1家庭菜園あたり上限10万円(補助率2/3)

対象経費

防護柵の資材費

※高さ1m以上の金属柵等の上部に3段張り以上の電気柵を設置する場合に限る

伊吹山テレビ
(2025年9月26日号)でも
詳しくご紹介しています!



使用料および手数料の見直し方針(案)に関する市民意見(パブリックコメント)を募集します

☎市 財政課 ☎53-5165 FAX 53-5148

公共施設の使用料および行政サービス等の手数料について、受益者負担の適正化を図るため、見直し案を作成しました。この見直しに対する市民の皆さまからのご意見を募集します。

募集期間

2月26日(木)から3月30日(月)まで
※郵送の場合は当日消印有効

提出方法

市公式ウェブサイトから、またはメール等にて提出してください。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

※募集結果は、令和8年4月頃に市公式ウェブサイトで公表予定です。



▲市公式ウェブサイト

市役所本庁舎にチャレンジショップがオープン!

☎市 シティセールス課 ☎53-5146 FAX 53-5139

市役所本庁舎3階「TETTE CAFE」に、市内で開業を目指す方や起業間もない方が日替わりで出店する「米原市チャレンジショップ」がオープンしました!地域の新しいお店の挑戦を応援するため、ぜひご利用ください♪

出展期間

~3月末頃まで(予定)
平日のお昼頃に出店中です!

出店店舗や出店スケジュールなどは、
市LINE公式アカウントで随時お知らせします!



▲市LINE公式アカウント

近江鉄道線全線でICOCAなど交通系ICカードサービスが導入されます

☎市 地域振興課 ☎53-5111 FAX 53-5138

3月1日(日)から、近江鉄道線全線でICOCAシステムを導入し、交通系ICカード全国相互利用サービスおよびICOCAでのIC定期券サービスの提供が開始されます。

利用可能なサービス

①ICOCA利用サービス

チャージ済みのICOCAを各駅・車内の入出場機にタッチするだけで、乗車区間の運賃が自動精算でお支払いいただけます。

②ICOCA定期券サービス

定期券区内でご利用いただけるほか、チャージしておくことで定期区外への乗り越しもできます。

③iCONPASS(アイコンパス)

iCONPASSのウェブサイトでお手持ちのICOCAのID情報を登録することで定期券を購入いただけます。証明書の必要な通学定期券等も購入可能です。

→詳しくは、近江鉄道(株)☎0749-22-3303へお問合せください。

中学生部活動用具等購入補助金を交付します

市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

中学生の部活動にかかる用具等の購入費用を補助します。

対象

- 次の要件すべてに該当する人
- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者または特別支援教育就学奨励費の受給者
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い
- ・生活保護を受けていない

交付金額

対象生徒1人につき**1万5千円**/年(補助率1/2)
 ※就学援助受給者は、対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付期間

3月13日(金)まで

受付場所

市内各中学校、
 教育総務課(市外中学校へ通学の人のみ)

※申請書は上記受付場所のほか
 山東支所・各市民自治センター
 でも配布しています。



▲申請書は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます

個人への支払(振込)通知ハガキの発送を終了します

市 会計室 ☎53-5117 FAX 53-5119

個人債権者の方に送付している支払通知ハガキを1月22日の振込分から順次終了し、令和8年度からは、すべて廃止します。米原市からの振込は、市への請求時に指定された振込口座の通帳記帳等によりご確認ください。

振込日

原則、毎週木曜日
 (木曜日が祝祭日の場合は、前日の水曜日)

・同じ日に同じ方へ複数の振込がある場合、振込金額は合算して表示されます。振込の名目や総額の内訳は請求書を提出された担当課へ直接お問い合わせください。

・法人・団体・個人事業者の方については、引き続き支払通知を送付します。支払通知ハガキが不要な場合は、請求書を提出される担当課へご連絡ください。

原付バイクや農耕作業車など軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン、フォークリフト等)、四輪の軽自動車等を所有している人に課税されます。

“他人へ譲った”“故障等で破棄した”“盗難に遭った”等の場合は、3月中に名義変更や廃車手続きをしないと、軽自動車税がかかりますので、必ず手続きをしてください。

※亡くなった人が所有していた車両がある場合は、現在の所有者へ名義変更の手続きが必要です。

※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)がない場合、登録は不要です。

※軽自動車税は所有していることに対して課税される税金です。公道を走行しない場合でもナンバー登録が必要です。

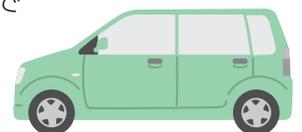
転入や転出する人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

●米原市ナンバーの車両

市役所で登録・廃車の手続きをし、お住まいの市町村ナンバーに変更してください。

●滋賀ナンバーの車両

軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きをしてください。



申請・問い合わせ窓口

車両によって窓口が違います。必要書類等は、各窓口へお問い合わせください。

原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市・旧町ナンバーの車両)

▶税務課(☎53-5115)

※手続きは、山東支所でも可能です。

125ccを超える二輪車

▶滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ

軽自動車(軽三・四輪)

▶軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ

軽自動車検査協会ウェブサイト▶



一人で悩んでいませんか？ 3月は自殺対策強化月間です

☎市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX53-5128

ストレスや不安を抱えやすい今、もし、あなたが悩みや不安を抱えて困っていたら、一人で抱え込まず、まずは相談してください。電話で相談しづらい場合は、SNSでも相談できます。

【電話相談窓口】

◇滋賀いのちの電話◇
☎077-553-7387
(金)~(月)10時~20時30分

◇こころの電話相談◇
☎077-567-5560
毎日10時~12時/13時~21時
※年末年始を除く

◇こころの健康相談◇
(市 健康づくり課)
☎53-5125
(月)~(金)9時~16時45分
※祝日・年末年始を除く

【SNS相談窓口】

滋賀県LINE相談
◇こころのサポートしが◇

毎日16~22時▶ 

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

◇LINE生きづらびっと◇

(月)・(金)▶ 
6時~22時30分
(火)~(木)・(土)~(日)
8時~22時30分



こころの悩み相談窓口

心や体の不調、人間関係、生活に関することなど、まずはご相談ください。



今、つらい方へ…ご利用ください
かくれてしまえばいいのです

生きるのがしんどい、あなたのため
のウェブ空間



高齢者・障がい者への虐待を 防ぎましょう

☎市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX53-5119
市 地域包括支援センター ☎53-5120 FAX53-5119

高齢者や障がい者の虐待は、介護者の介護疲れや地域からの孤立、認知症の進行等、本人や介護者の様子の小さな変化に気づくことで未然に防止することができます。以下のような気になる様子が見られる場合には、相談窓口まで迷わずご相談ください。

高齢者や障がい者の様子

- ・「怒られる」「殴られる」等と言う
- ・怯えたり、怖がったり、泣いたりする
- ・同じ服や汚れたままの服を着ている、異臭がする
- ・以前よりも怒りっぽくなった 等

介護者の様子

- ・介護疲れや病気でつらそうな様子がある
- ・周囲の人との関わりを必要以上に拒む
- ・怒鳴っている声や、叩く音等気になる音が聞こえる
- ・介護や医療が必要な高齢者・障がい者を放置している 等

高齢者虐待の相談窓口

- 市 地域包括支援センター(高齢福祉課内)
☎53-5120 FAX53-5119
- 米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)
☎51-9014 FAX51-9028
- 山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)
☎55-8100 FAX55-8130

障がい者虐待の相談窓口

- 市 障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)
☎53-5123 FAX53-5119

相談者のプライバシーは法律により守られます。